

令和2年度茨城県入札監視委員会第3回定例会議

日 時 令和3年2月4日（木）

午後1時30分～午後4時30分

場 所 県庁11階 経営事項審査会場

（挨拶、委員紹介、資料確認等は省略。）

○委員

では、早速ですが、議題に入らせていただきたいと思います

○委員

まず、1番目、最初の議題ですが、一般競争入札の区分で、×××屋根鉄骨修繕第8期工事ということで、土木部×××課さんの発注で、×××課さんからご説明、よろしくお願ひいたします。

○説明者

×××課の×××でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、着席してご説明させていただきます。

それでは、×××屋根鉄骨修繕第8期工事についてご説明いたします。

まず、工事の場所でございますが、資料の25ページをお開き願ひます。

資料左上の位置図に×××鉄道×××線×××駅がございまして、駅の東方向約300メートルの位置に×××が立地しております。

この施設は、海に近いなどの理由から、塩害によって、屋根を支える鉄骨部材のさび等の腐食が著しい状況であったため、塗装等による鉄骨部材の修繕を順次進めております。

資料右側をごらんください。

平成26年度から、工区分けを行い、順次、修繕を進めておりますが、今回の第8期は赤で囲われた部分となります。

修繕内容ですが、さびによる鉄骨の断面欠損部の部分取りかえ並びに鉄骨部の再塗装となっております。

それでは、資料の1ページ、審議事案説明書をごらん願ひます。

工事概要といたしましては、RC（一部SRC・S）造、6階建て、延べ面積約8万5、000平方メートルの×××のうち、約2,100平方メートル（9スパン分）の屋根鉄骨部分の修繕を行いました。

次に、入札参加資格につきましては、地域を支える地元業者の受注機会の確保を考慮し、県内に本店があり、入札参加資格者名簿で建築一式工事の格付がS等級であることといたしました。

さらに、品質の高い施工管理を確保するため、過去20年度以内の同種または類似工事の実績を設定しました。

工事实績の同種工事については、施工に係る部分が3階建て以上あり、RC造（SRC造を含む。）またはS造で、観覧場または体育館の建築一式工事、ただし、新築、増築、改築または3階以上の部分で、施工面積が1,000平米以上の修繕工事としております。

一方、類似工事については、施工に係る部分が3階建て以上あり、RC造（SRC造を含む。）またはS造の建築物の建築一式工事、ただし、新築、増築または改築に限るということで設定いたしました。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、本工事は、×××屋根の既存鉄骨フレームの修繕工事であり、高い施工精度が求められることから、所要の技術的能力と施工経験等を有する業者を選定する必要があるため、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式で入札を実施いたしました。

なお、入札参加資格を決定する際には、応札参加者が30者以上になるように条件を設定しており、今回の参加可能業者数は56者を想定しておりましたが、入札参加資格確認申請者数及び入札参加資格確認結果はいずれも4者でございました。

次に、契約金額につきましては、税込みで4億6,035万円となります。

次に、入札の経緯及び結果につきまして、資料2ページをごらんください。

当該工事につきましては、予定価格は、税抜きで4億2,426万円であり、一般競争入札の総合評価方式により入札を実施いたしました。

なお、総合評価につきましては、資料の22ページをお開き願います。

今回の総合評価は特別簡易型Ⅱ型としており、上から2つ目の落札者決定基準の表のとおり、標準点を100点とし、1、工事成績3点、2、企業の施工実績2点、3、技術者の施工経験2点、4、優良工事の受賞1点、5、優秀主任（監理）技術者の受賞1点、6、災害協定の有無0.5点、7、災害時の地域貢献1点、8、地域活動の実績0.5点、9、地域内拠点の有無2点、10、新規雇用計画2点、11、若手技術者の配置1点、12、登録基幹技能者の配置1点、13、災害時の基礎的事業継続力の認定1点の計18点を加点する内容としております。

総合評価の結果といたしましては、資料の一番下の表のとおり、入札金額と技術評価点を含めた評価値が、1、×××2.783、2、×××2.630、ほか2者となりまして、×××が最高点となり、落札者となりました。

落札率は98.64%となっております。

次に、契約変更について、資料の23ページをお開きください。

今回の変更内容は、鋼管のサイズを現況に合わせて変更等となっております。

最後に、工事成績評定結果表につきましては、資料の24ページをごらんください。

工事完成は令和2年2月21日、評価点は82点でした。

以上で、×××屋根鉄骨修繕第8期工事に関する×××課の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員

23 ページで、契約変更があって、鋼管のサイズが変わったから、契約金額が増えたというお話だったのですが、これは8期ということなのですが、この鋼管は、8期目で初めて使うことになった材料ということになるのでしょうか。

○説明者

もう少し詳しく説明させていただきたいのですが、今回のこの変更のところは、鋼管のサイズを現況に合わせて変更等ということで記載していきまして、主要な鋼管の変更があったのではないかと印象を与えてしまうのですが、実はこちらは、海が近いということで、さびや裂傷が多いという工事をごさしまして、さびの部分は、研磨をかけまして、防さびの処置などをして、塗装という形が多いのですが、損傷や腐食が激しい部分については、鋼管で鉄骨の部分をカバーするような方法を使いまして、そのカバーをする鋼管を交換するという内容がここに記載されているものです。例としていいかどうかかわからないのですが、上着などの肘がすれたときに当て布を当てますね。そのような修繕方法を使ったものが、今回の鋼管のサイズを現況に合わせて変更等という変更の内容になっていきまして、第8期に限らず、多かれ少なかれ、このような修繕の方法で処置してございます。

○委員

当て布を当てるみたいな工事といいますか、工事なのか何だかわかりませんが、始めてみないと、どこがだめになっているのかというのはわからないものなのですか。

○説明者

そうです。ちょっと説明させていただきますと、設計の際は、スタンドの一番上とか、できるだけ近いところで見られるのですが、なかなか間近で見ることができなくて、足場ができて初めて把握することができるので、そごがあるということでございます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ほかには。

○委員

今の件の話で言うと、今回のケースだと、1位入札者が4億1,800万円、2位が4億2,000万円で、150万円ぐらいしか差がなかったという事案で、追加工事で4,000万円とかがゴツと乗っかってくると、第1次入札のときに入れていた人は、「何だよ。その値段がかかるのだったら、俺のほうがもっと安くできたのに」みたいな話にはならないのかなと思つて。やってみなければわからないということはよくわかるのですが、それも含んで、最初、

入札していたとしたら、2番手の人はばかを見たのではないかなという気もするのですが、そのあたりの見解はいかがですか。

○説明者

また繰り返しになりますが、いずれにしても、スタンドの最上部からではあるのですが、建物の6階部分の高所ですので、修理箇所の全容は把握できないというのが実情です。例えば、望遠レンズを使ったカメラで写真を撮ってみましても、間近でみたときに、やはり違うとか、建物の陰の部分にあったものが出てくるとか、工事を始めてから初めて、裂傷が激し過ぎて、これは交換しないと無理だという事案が出てくるので、おっしゃるとおり、大きな変更ではありますが、正直、把握し切れないというのが実情でございます。

○委員

実情はわかりますし、無理なことをしろと言っても難しいのかなと思うのですが、ただ、公平性や公正性の観点からいくと、同じような条件で見せて、同じような形で説明して、やってくれと言って、業者によっては、やってみたら、もっといっぱいもらわなければやれませんという話になったときに、そもそもその前提が覆らないのかなというものがちょっと疑問だったので。

○説明者

その辺に関しては、前提は覆らないものだと理解しております。

○委員

入札価格は僅差で競っていても、それは問題なしという理解でいいのですか。

○説明者

はい、そのように理解しております。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ほかには。

ちなみに、これはまだ何期もかかるのですか。

○説明者

今のところ、7割、8割方は完了してしまして、来年度、9期を実施する予定でございます。9期で最終ということです。

○委員

9期が終わると、どのくらいやらなくていいのですか。

○説明者

次の保守という意味でございますか。

○委員

はい。

○説明者

これもケース・バイ・ケースで違うので、一概に言えないところがあるのですが、10年後の保守ということになっております。でも、今回、耐候性の強いものにかえていますので、それよりは長くもたせられるのではないかと期待しております。

○委員

10年ぐらいですか。

○説明者

はい、増築工事が完了してからほぼ10年。26年に開始していますので。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

それでは、この審議はこれぐらいにいたします。

きょう出ましたご質問、ご意見等を踏まえまして、今後に生かしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○説明者

参考にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員

では、2番目の議案ですが、広域汚泥処理中央監視制御設備改築工事ということで、土木部×××課さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

×××の×××でございます。よろしく申し上げます。

×××、×××、2名が同席しておりますので、よろしく申し上げます。

着座にてご説明いたします。

2番目の案件、×××課で発注しました×××センターの広域汚泥処理中央監視制御設備改築工事につきましてご説明申し上げます。

審議事案説明書1ページをごらんください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、31国補×××第×××号、31国補×××第×××号（合併） 広域汚泥処理中央監視制御設備改築工事でございます。

工事種別は電気工事で、工事場所は、×××市×××地内でございます。

21ページをごらんください。

図の赤線の箇所が本工事の箇所となります。

本工事は、下水道施設の長寿命化を図るストックマネジメント計画に基づき、県や市町村が管理する下水道施設から発生した汚泥を受け入れて焼却を行う広域汚泥処理施設の老朽化した電気設備の改築を実施するものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。

本工事で改築を行う内容としまして、広域汚泥処理施設の監視制御を一括で操作するLCD、液晶ディスプレイの監視制御装置が1組、監視制御設備のバックアップ電源である無停電電源装置、直流電源装置が各1組、広域汚泥処理施設に供給される電力の受電・変電・非常用発電に係る監視制御を行うコントローラが1組でございます。

次に、入札参加資格でございます。

平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付がA等級で、総合点数が1,000点以上の者であり、年間平均完成工事高が50億円以上の者であること。

平成21年4月1日から平成31年3月31日までに、国、地方公共団体、日本下水道事業団が発注した電気設備工事を元請として施工した実績があること。

電気工事について、建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者であること。特定建設業の許可を受けている者であること。

本工事の設計業務等の受託者である×××でなく、受託者と資本または人事面において関連がある者でないことといたしました。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、施設を稼働しながら既存施設への接続工事に伴う切りかえ工事などが必要とされることから、設備に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する必要がございます。したがって、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などをあわせて評価の対象とすることにより工事の品質確保を図るため、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件によりまして、応札可能業者は44者ございました。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、17ページから18ページに記載のとおりでございます。

1ページにお戻りください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和元年8月9日に入札公告を行いましたところ、2者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、2者とも参加資格ありと確認されました。

同年9月12日の開札には、2者とも参加しております。

入札結果につきましては、2ページをごらん願います。

入札価格と価格以外の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としております。

その結果、評価値が第1位である×××と契約を行いました。

予定価格は、税抜き5億8,784万円、これに対しまして、入札金額は、税抜き5億5,500万円で、落札率が94.4%、評価点が108点、これらをもとに算出した評価値が1.945となっております。

なお、各評価内容につきましては、20 ページに記載のとおりでございます。

また、本工事と同一工種の工事を同日に開札することとしていたため、同一工事の入札における本工事落札者の参加制限を設定しておりました。

8 ページをごらんください。

(10) 本工事の開札の後に開札された 31 国×××第×××号 ×××沈砂池 (No.2) 電気設備改築工事につきましては、本工事の落札者である×××は入札に参加しませんでした。

設計変更についてでございますが、現時点では行ってございません。

なお、2カ年の債務負担行為対象の工事であり、工事の完成は、令和3年3月を予定してございます。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○委員

工事の終了が3月ということで、今、2月なのですが、この後、契約の変更があるような見込みとかはあるのですか。

○説明者

設備工事、特に電気工事などは、大体当初の計画どおりに施工できますので、今のところはございません。

○委員

ありがとうございます。

○委員

この工事の中身なのですが、ちょっとよくわからないのです。監視制御設備の改築とあるのですが、これは、何か不具合が生じたからこの工事ということではなくて、この工事は定期的にするものなのですか。

○説明者

通常、維持修繕は定期的に行っておりますが、ここの部分に関しましては、設置してから20年経過しているということで、長寿命化計画に基づきまして、更新時期ということでの工事でございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ほかにはありませんか。

ちなみに、これは、営業所の区域的な制限はないのですか。営業所の所在地は、登載があれば全国可能なのですか。

○説明者

(総合評価方式対象工事の加点の)条件としまして、茨城県内に営業所があることというので、県外型という形をとってございます。

○委員

あと、参加資格のところの最後の2行に、受託者(×××)でないこととか、受託者と資本または人事面において関連がないことというのを入れている理由は何なのですか。

○説明者

これは一般土木もそうなのですが、この×××は設計コンサルでございまして、その関連会社はご遠慮くださいということです。

○委員

関連でない人のほうが、公平性というか……。ああ、そういうことですか。

○説明者

はい。セカンドオピニオンではないですが、さらにチェックできますので。

○委員

そうですね。チェックがありますものね。わかりました。

ほかには。

では、なければ、この議案はこの程度ということにいたします。

きょう出た質問などを参考にして、今後に生かしていただければと思います。

ご苦労さまでした。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

それでは、3番目の議案ですが、鋼管製作接合工事(その2)ということで、発注者の企業局×××所さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

×××の×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。

審議案件の3、事務所から発注いたしました鋼管製作接合工事でございます。

お手元の審議事案説明書に従い、説明させていただきます。

まず、初めに、本事業全体の概要について説明いたします。

21ページの図面をごらんください。

こちらは、×××所で実施しております管路耐震化事業のうち、導水管の耐震化に係る全体計画と本工事箇所を示したものでございます。

管路耐震化事業とは、現在、供用されております水道管路とは別に、耐震性能を持つ新たな管路へと更新するものであります。



企業局では、東日本大震災による被害状況を踏まえ、平成 24 年度に管路更新事業化計画を策定し、まず、液状化のおそれのある箇所管路について、耐震化を進めることとしております。

本事業では、位置図のとおり、×××取水場から×××浄水場へと水を送る、「導水管」と呼ばれる口径 1,200 ミリの管路が耐震化の対象となっております。この導水管は、水供給の根幹をなす施設ですが、霞ヶ浦沿岸の軟弱な低地に埋設されていることから、地震時には液状化のおそれが高く、最優先で耐震化を図る施設として計画に位置づけております。

事業区間は約 9.7 キロメートル、事業費は約 80 億円です。進捗率は、令和 2 年 3 月末時点で整備済み延長約 4.1 キロで、全体の約 42%、事業費ベースでは 38%でございます。

続きまして、22 ページの横断図をごらんください。

導水管は、国道×××号の車道部に埋設します。掘削、埋め戻しなどの土工事、土留めなどの仮設、搬入された管の据えつけ、舗装復旧については、本工事とは別の契約で、土木一式工事の許可を持つ地元の建設業者が施工します。

今回の審議案件は、この布設される導水管の工場での製作、現場までの運搬並びに管を据えつけた後の溶接接合を行う工事となります。

1 ページ目にお戻りください。

工事概要ですが、水輸送用塗覆装鋼管の A 種という規格で、管の口径は 1,200 ミリです。延長 280.1 メートル、1 本 4 メートルまたは 6 メートルの管製作が 52 本、接合が 53 カ所となります。

最後のページ、25 ページの写真をごらんください。

上段の写真が、鋼管の現場への搬入状況、中段が、車道部を掘削した後の状況で、この後、土木の業者が管を据えつけ、当該工事にて管の内面・外面を溶接接合します。下段の写真は、接合完了後の写真になります。

1 ページ目に戻っていただきます。

入札参加資格についてですが、まず、鋼構造物工事について、平成 31・32 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました総合点数が 800 点以上の者であること。

次に、過去 10 年以内に国内において竣工した、国、地方公共団体または独立行政法人等発注の同種工事または類似工事を元請として施工した実績があること。

このうち、同種工事とは、口径 300 ミリ以上の上水道管、工業用水道管、下水道管及び農業用水道管に係る鋼管製作接合工事で、類似工事とは、上記の管に係る溶接作業を伴う鋼管布設工事と指定しております。

下から 3 行目の鋼構造物工事について、特定建設業の許可を受けていることですが、作業を一定額以上、下請業者に行わせる場合には、特定建設業の許可が必要となります。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由についてです。

工事対象物が上水の供給に直結する重要な施設であること、また、口径 1,200 ミリという大きな圧送管であることから、供用開始後の補修が困難であることを踏まえ、工

場での鋼管の製作段階、現場での施工段階ともに、徹底した品質管理と高い溶接技術が必要となりますことから、同様の工事の施工実績を重要視し、入札参加の要件としております。

また、技術力の確保という観点で、当初は総合点数 1,000 点以上でしたが、再公告であるため、800 点以上を入札参加の要件として運用しております。

企業局が発注する鋼管製作接合工事は、全てこの条件を設定しております。

設定した要件に合致する応札可能者は 34 者です。

2 ページ目をごらんください。

入札参加資格確認申請者数は 3 者でした。

入札参加資格確認結果としては、3 者とも参加資格を満たしておりました。

契約金額は、税込みで 8,591 万円となります。

3 ページ目をごらんください。

入札の経緯及び結果についてです。

予定価格は 7,976 万円、調査基準価格は 7,203 万円です。

入札参加申請は 3 者ありましたが、入札当日、×××は辞退、×××は、予定価格の 92% 未満の入札があったにもかかわらず、低入札調査票の事前提出がなかったため、無効としました。

結果として、××× 1 者の応札となりました。

本工事は、一度入札公告したものの、参加申請は 1 者のみであったため、入札を中止した経緯があり、その後、参加資格要件を見直して再公告し、1 者応札も可能として手続を進めました。

契約の変更がございます。

19 ページをごらんください。

変更の理由についてですが、埋め戻しの際に、埋設管の端部から土砂が流入しないよう、工区の両端に溶接ぶた 2 枚を追加計上するというものでありまして、これにより、11 万円の増額となっております。

最後になりますが、資料の 20 ページに工事成績評定結果表を添付しております。

中間検査及び完成検査にて、工事関係書類及び現場での出来形を確認したところ、施工状況、仕上がりともに良好であったことから、評定点を 78.6 点としております。

以上、審議に係る説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

契約変更のところですが、理由が、埋め戻しの際に、埋設管の端部から土砂が流入しないようということなのですけれども、鋼管を埋設しようとする、ということは必ず起きると思うので、そもそも工事のスペックに入っているのではないかと思ったのですが、それが入っていなかったということなのでしょうか。それとも何か別の予想できなかった状況が起きたのでしょうか。

○説明者

これから水を通すことを前提に工事を進めておりまして、まだ水が通っていない状況ですので、工事が終わったときに埋め戻しをするときに、土砂が流入しないように、ふたをする必要があるということで、今までの工事は連続工区でして、最初に両端にセットした後、追加で工事を進めていくと、片方のふたを一回取り外して、工事が終わるときに端部にやれば、追加せずに工事が進んでいった。今まではそういった形式で進めてきたのですが、今回、現場状況がちょっと変わってまして、飛び工区で、一つ、こちらのほうに布設する工事を発注して、その工事について、今までと同じ考えで、ふたを計上し忘れてしまったというのが本音でございます。

○委員

発注側のミスということですか。

○説明者

そうです。本当は当初から計上しておくべきものでした。

○委員

わかりました。

○委員

ほかには。

○委員

入札の結果のところのご説明で、無効になった理由が、予定価格より何%低いときは…

…。

○説明者

資料の13ページをごらんいただければと思います。13ページの(5)の低入札価格調査に係る各調査票の事前提出というところでございます。この工事につきましては、調査基準価格を設定してございます。それによって、アのところの説明ですが、予定価格の92%未満に相当する額で入札しようとする者は、事前に各調査票を提出するというくさりになってございますが、今回の×××につきましては、この事前の提出がございませんでしたので、イにありますように、入札に際して一部でも各調査票を提出しなかった者のした入札は、無効とするところを適用いたしまして、×××については無効扱いにしたということでございます。

○委員

済みません。事情がよくわからないので。業界の常識なのかもしれませんが、これはわ

ざとですか。それとも単に書類添付を忘れただけなのですか。

○説明者

その後、業者に未提出の理由を確認したところ、入札公告を熟知していなかったという回答をいただきました。

○委員

ああ、そうですか。わかりました。

ルールで、予定価格の92%に満たない入札をしようとする場合の92%というのは何か根拠みたいなものがあるのですか。

○事務局

これは××課のほうから説明させていただきます。

予定価格の92%なのですが、こちらの調査基準価格がございませけれども、調査基準価格は、75%から92%の中で設定しなさいということになっておりまして、92%はその上限値ということになります。したがって、各工事によって何%になるかというのはわからないのですが、92%未満になると調査基準価格になる可能性があるということで、調査基準価格になった場合は、落札者を早く決定したいということで、事前に、入札時に調査票を出していただいているという運用をしていたということです。開札後に調査基準価格を満たしていないとわかると、そこから調査票を出していただくと、それだけで1週間ぐらい経過してしまって、落札決定が遅れるということがございますので、92%未満で応札する者に対しては、先に調査票を出してくださいという運用をしていたところで

昨年度まで、そういう運用をしていたのですが、今、一部、制度の改正がございまして、基本的に、開札後に調査基準価格未満になった者に対して、調査票を求める運用に変えてございます。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにもございますか。

21 ページの図面で、緑になっているところは全部交換や補修などをしていくのですね。21 ページに図面がずっと載っていて、今回、赤の部分が工事箇所ということになっているのですが、緑色になっているところは……。

○説明者

緑になっているところはまだ施工していないところです。

○説明者

未施工の部分です。

○委員

では、まだまだ続くということなのですね。

○説明者

そうです。

○委員

わかりました。

ほかには。

なければ、まだ続く工事のようですから、きょう出た意見などを参考にしながら、今後  
に活かしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

では、これはこれで終わります。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、おそろいようですので、4番目の事案に入りたいと思います。

○説明者

それでは、審議事案4番、×××校×××農場法面改修工事について説明させていただきます。

私は、×××の×××と申します。こちらは、教育庁×××課×××グループ、×××  
です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

まずは、×××校と×××農場の概況等をご説明いたします。

審議事案説明書の11ページをごらんください。

×××校は、平成16年に×××校と×××校が統合し、開校いたしました。

学校は、×××線×××駅から西に700メートルの位置にあります。

お手元の地図右側下に×××校、旧×××高がございます。現在は、×××科と×××  
科と2つの学科があり、×××名が在籍しております。

次に、×××農場でございますが、同じページの左上をごらんください。

本校から約6キロメートル北西に離れた場所にあります、×××科の生徒×××名が学んで  
おります。生徒は、本校からスクールバスにより通学しております。

×××農場は、旧×××高時代の昭和47年に開校しました。面積は9万2,582平方メー  
トルで、野菜、果物、草花、和牛、鶏卵等の実習を行っております。

続きまして、12ページをごらんください。

×××農場付近の拡大図となります。

右側下の×××校に隣接した、赤い矢印で示した場所が、今回ご説明させていただきます  
工事場所となります。

農場は、山を切り開いた傾斜地となっており、地図左側の施設がある場所が高地となり、  
右側の工事場所方向が低くなっております。また、道路がある地図の上側が高く、今回の

工事場所がある下側が低くなっております。

16 ページをごらんください。

着工前の写真です。

令和元年9月9日に、台風15号の豪雨により、収穫後の上の畑に大量の雨水が流れ込み、その下に位置する法面が、幅8メートル、高さ2メートル程度崩落し、×××の水田へ土砂が流出しました。

崩落した法面の右側の擁壁は、着工前の写真に載っている擁壁なのですが、これは、平成25年の台風で同様の被害を受けた際に設置したものでございます。

今回崩落した法面の改修については、×××さんと話し合いを行い、田植えまでの令和2年3月ごろまでに修復してほしいという要望を受けました。

なお、収穫前の稲穂が6平方メートル程度、土砂に埋もれましたが、少量のため、和解させていただいております。

続きまして、対象工事について説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

入札方式ですが、予定価格が1,000万円未満のため、指名競争入札で実施いたしました。

指名業者数は12者でございます。

工事名は、×××校×××農場法面改修工事、工事場所は、×××町×××地内、工事種別は、土木一式工事でございます。

続きまして、3 ページをごらんください。

工事の概要ですが、崩落した法面にコンクリート積みブロック擁壁を設置し、改修いたしました。

続きまして、当該工事の入札参加資格についてご説明いたします。

9 ページをごらんください。

入札参加資格は、土木一式工事の格付C等級の中から、営業停止または指名停止が現在行われていない、または過去2年間に贈賄等で指名停止が2度以上または数カ月にわたり行われていないなどの信用度、現場近くに営業所があるなど、地域の施工特性に精通している等の地理的条件、工事の施工に適した有資格技術者が確保できるなどの技術者の状況を考慮いたしまして、工事場所に近い業者から選定いたしました。×××所管内からは、該当いたしました6者全てを選定し、次に、隣接する×××所管内から、工事現場に近い6者を選定いたしました。

以上の入札参加資格により、令和元年12月2日に開札しております。

工事結果につきましては、2 ページの入札書取書、10 ページの契約内容の公表をごらんください。

入札参加者は、指名業者12者のうち、辞退が6者、未提出者（無効）が3者となっておりますので、3者にて執行いたしました。

予定価格は257万4,000円、落札したのは×××で、契約金額は246万4,000円、落札

率は95.7%でございます。

工期は、令和元年12月3日から令和2年2月10日までの70日間の予定で発注したものでございますが、降雨と曇天の日が多く、工事場所が水田であることにより、不測の作業休止期間が生じたため、2月20日まで10日間の延長を行いました。

17ページをごらんください。

完成写真でございます。

令和2年2月20日に工事完成通知書を受け、令和2年2月28日に完了検査を行っております。

以上、簡単でございますが、概要の説明を終わらせていただきます。

どうぞ審議をよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

2ページの入札書取書ですが、第1回の入札のところに書かれている無効と辞退の違いを教えてください。

○説明者

辞退届を提出した業者さんを辞退とさせていただきました。その時間までにあらわれず、辞退届が出されていなかった業者さんを無効とさせていただきました。

○委員

結果的に、辞退も無効も、来ていない業者さんということですか。

○説明者

はい、来ていなかったです。

○委員

ああ、そういうことですか。

この指名競争入札は、あなたは指名されましたという通知を送るのですか。

○説明者

そうです。

○委員

ああ、そうですか。そしたら、私は入札しませんという辞退届が来るか、何も連絡しないで、当日も来ないかということですか。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

この工事は工期が延長になったということでしたが、それに伴う契約内容の変更、金額が多くなったとかということはないのですか。

○説明者

価格の変更はなかったです。

○委員

あと、もう一点なのですが、これは、今、ブロックを積んであるところが2カ所あると思うのですが、そこだけなのですか。その周辺というか、延長線上も塀ができていたといったことではないのですか。

○説明者

当初、考えていたかということですか。

○委員

いや、今、この写真を見ますと、箇所的に2つのブロックになっていますね。今後、その横のところをずっと延ばしていくということではなくて、ここで完結しているという理解でよろしいのですか。

○説明者

そうですね。今回、以前崩れたものの脇につけさせてもらいましたが、つける前に、主管課である×××課さんと×××社の方にその場所を見てもらいまして、そこだけ擁壁をつくっておけば、今後、場所的に崩れることはないのではないかというご意見をいただきまして、そうさせていただきます。

○説明者

先ほど説明の中で話があったとおり、農場の敷地で一番低いところがここで、ここに雨水がたまってしまうような形なのですね。前もブロック塀が設置されているのはここ2カ所だけなのですが、どうもここに集中してきますので、ここをやっておけば、この横については特に問題はないのかなと。

ただ、将来的には、山間部を切り開いたということもあり、一部、U字溝は通っているのですが、そういったものがまだ管理されていないので、そこをきちんと整備することによって、うまくつなげて、こういった崩落が防げるのかなと考えております。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ほかにございますか。

ちなみに、指名業者選定の経緯及び理由のところ「近距離順」と書いてあるのですが、参考までに、近距離というのはどのくらいですか。

○説明者

×××の業者は全部ということで、×××ということよろしいですか。



○委員

はい。

○説明者

本校から×××の一番近いところまで20キロぐらいありまして、そこからさらに南に行くので、30キロ以上ありますが……。

○委員

ああ、特に何キロと決まっているのではなくて、大体ここら辺が近距離だろうという感覚で決めたということですか。

○説明者

はい、地図上から。

○委員

それは業者確保の観点からですか。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

ほかには。

なければ、この審議案件もこの程度ということにいたします。

今後、余りないのかもしれませんが、またありましたら、きょうの意見などを参考にして、入札をやってください。

お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

おそろいようですので、5番目の審議案件に入ります。

河川除草工事ということで、土木部の×××所さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

×××の×××でございます。補助説明者として、私の右隣が×××の×××でございます。左隣が×××の×××でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

初めに、河川除草工事の必要性について説明いたします。

河川管理を行う上で、堤防上の雑草を刈ることで、日常の河川巡視で、堤防の危険個所の点検及び発見をしやすくするとともに、出水時の水防活動を容易にするために行うものであり、それに対応した工事内容となっております。

工事場所につきましては、ページをめくっていただきまして、8ページをお開き願います。

図面の上が北になりまして、国道×××号と並行しまして、北から南へ×××川がありまして、また、その左側に×××川がございます。この2河川にそれぞれ赤で重ねて示してございます。また、河川を横断的に見た場合の除草範囲は、これは標準的な断面図を示しておりますが、下の枠内に太い線で重ねて示してございます。

それでは、1ページに戻っていただきまして、審議事案説明書をお開き願います。

入札方式は、指名競争入札でございます。

工事名は、31 県単河修第×××号 河川除草工事でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、一級河川×××川外、×××市×××外でございます。

工事概要は、工事延長 4,050 メートル、除草面積 10 万 1,600 平方メートル、内訳としまして、肩掛け式 3,400 平方メートル、ハンドガイド式 9 万 8,200 平方メートル、処分費 50.9 トンでございます。

指名業者数は 15 者でございます。

指名競争入札における指名業者数は、平成 24 年の通達に基づきまして、12 者でございますが、除草工事における現場の連続性や一体性から、工事を 4 本に分割し、同じ日に入札執行を行う者でございます。

ここで、最初に開札された工事の落札者は、その後の工事の入札に参加できない条件を付した入札を実施することから、3 者多く指名してございます。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございます。

指名業者の選定については、茨城県建設工事請負業者選定基準を定める訓令及びその運用基準に基づきまして、標準格付等級に該当する建設業者である者のうち、信用度、具体には、建設業法に基づく営業停止、過去 2 カ年の間に重要な事故等がないや、当該工事に対する地理的条件、具体には、現場近くに営業所（本店）があり、地域の施工特性に精通しているに留意して選定してございます。

今回の施工場所は常総市内であることから、地域の施工特性に精通した建設業者を、常総市の合併する前の旧×××地区から選定いたします。この地区には、C 等級の建設業者は 7 者ございまして、残る 8 者は、上位等級の B 等級から選定しまして、合わせて 15 者を指名してございます。

契約金額は、税込みで 783 万円でございます。

入札の経緯及び結果でございます。

2 ページ目をお開き願います。

入札・見積結果情報閲覧でございます。

指名いたしました 15 者の見積もり結果でございまして、3 者が辞退となっており、入札参加者は 12 者でございます。

予定価格 753 万円に対しまして、一番高い見積もりは 750 万円、一番低い見積もりは 650 万円でございますが、最低制限価格 664 万円未満の入札をしたことから落札者とせず、低

いほうから2番目の725万円が入札した×××が落札者となっております。

1ページ目に戻っていただきまして、落札率は96.3%でございます。

続きまして、3ページ目から4ページ目をごらん願います。3ページ目が工事起工概要書、4ページ目が工事数量総括（内訳）表でございます。

5ページ目をごらん願います。指名業者選定理由書（公表用）でございます。

6ページ目をごらん願います。当初の契約内容の公表でございます。

7ページをお開き願います。変更契約内容の公表でございます。

工事の概要でございますが、×××川で除草面積が増えたことから、数量及び金額の増額変更を行っております。

変更の理由ですが、受注業者に対しまして、6月19日、除草範囲の考え方ですが、8ページ目の位置図の下に示しました河川の断面図の太い線が刈る幅ということで、現場において注意していただく旨を指示した上で、現地で事前調査をして、刈る幅の確認や設定に基づきまして草刈りを実施した結果、ハンドガイド式の草刈り機では施工面積が1万2,200平方メートル増え、75万6,000円の増額となって、変更契約を行ったものでございます。

8ページをごらん願います。

先ほど説明しました工事の位置図でございます。

最後になります9ページをごらん願います。

着工前と完成時の写真でございます。×××川を下流側から上流に向かって撮影したものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

○委員

この除草の工事は毎年必要なものなのですか。

○説明者

はい、これは毎年行っております。毎年必要になります。

○委員

夏草が茂ってきてしまったら毎年刈ることなのですね。

○説明者

そうですね。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

○委員

変更契約のところで、堤防の除草工の面積が増加したというご説明だったと思うのですが、これは、8ページの図の除草範囲で示すところの川の水位の考え方の違いですか。

○説明者

数量を変更した大きな原因としましては、現場の状況に応じまして、水位の高さ等、河川の幅、河川が流れているほうも変更増がございますが、この絵でいいますと、両側に「裏法長」と書いてありますが、こちらは両側、田んぼになっておりますことから、田んぼの用排水路、もしくは、農道が堤防と並行して走っておりまして、現場によりまして、そこまで草が生えておりますものですから、そちらは、土地の所有者、道路管理者や水路の管理者と調整して草を刈りますが、その幅が当初設計したより広がっているところがあることから、変更で増えているということでございます。

○委員

民地とか、別の管轄の土地の草刈りもしてあげたということですか。

○説明者

いや、市道は市に刈っていただく。水路ですと土地改良区がございますので、そちらに刈っていただく。あくまでも河川管理の区域内を刈るということなのですが、その部分が増えているということになります。

○委員

ちょっと誤解しているのかもしれませんが、この図で示された裏法長とかのところに道路があるとすれば、その部分は草刈りしなくていいという場所のように聞こえるのですが、今のご説明では、そういう道や水田の用水路などがあったので、草刈りをする面積が増えたというご説明だと思っております。

○説明者

当初、起工時ですと、標準的な断面で延長を出しておりましたが、実際、現場へ行きますと、河川区域の中、ぎりぎりまで刈る必要性がございますので、その分の面積が増えたということになります。

○委員

では、事前の調査がちょっと甘かったということですか。

○説明者

というか、事前の調査も、細かいところまではなかなか把握し切れないということで、現場の状況に合わせてということになります。

○委員

それぐらいの誤差があったということですか。

○説明者

そういうことです。

○委員

わかりました。

○委員

今の件ですけれども、1万200平米を変更増と書いてあるのですが、これのもともとの工事は、除草工（肩掛け式）が3,400で、河川除草工事が10万1,600ですかね。これはどこの部分がどのように増えたということなのですか。3,400が1万2,200に増えたということですか。

○説明者

ハンドガイド式草刈りのほうの面積が1万2,200平米増えたということになります。

○委員

3倍近くに増えているということになるわけですか。

○説明者。

3ページ目をお開き願いますが、工事起工概要書の下のほうに、10万1,600の内訳としまして、肩掛け式が3,400平米、ハンドガイド式が9万8,200平米で、ハンドガイド式9万8,200平米が1万2,200平米増えたということになります。

○委員

6ページのあれが間違い。

○委員

ということですかね。今、先生からご指摘があったように、6ページの除草工（ハンドガイド式）と書いてあるところは、ハンドガイド式ではなくて、肩掛け式になるということですかね。

○説明者

ああ、そうですね。6ページの工事の概要のところは、ハンドガイド式ではなくて、肩掛け式になります。

○委員

3,400が1万2,200に増えたということではないということですね。

○説明者

ええ、それではありません。

○委員

そうすると、前の10万1,600が11万3,800に増えたということで、ここが1万2,200増えているということですか。

○説明者

そうですね。こちらの差が1万2,200平米になります。

○委員

わかりました。済みません。ありがとうございます。

○委員

8ページの図でいいますと、今回、赤いところの除草をしたということなのですが、その前後といえますか、上下といえますか、そのところは護岸とかがしてあって、除草が必要ない部分ということなのでしょうか。それとも、除草が必要なだけでも、工事としては、ここの区間を設定してやっているということなのでしょうか。

○説明者

×××川、この色が染まっている区間が今回の工事区間ですが、その前後も同じように草刈りが必要でありまして、こちらも分割しまして、草刈りを発注しております。

○委員

ああ、そうですか。それぞれ入札をやっているということですか。

○説明者

そういうことになります。

○委員

わかりました。

3キロぐらいの区間として切るとするのは、なぜこの長さというか、その辺のところはどうなのですか。

○説明者

これは説明の中にもあるのですが、技術難易度としては、そう高くない工事内容でありますことから、地元の建設業者の受注機会の確保というのもございます。1,000万円未満で指名競争になりますと、これはランクがC等級なのです。そちらの育成ということもありますことから、延長で言うと、これは合わせて約4キロなのですが、4キロ前後で発注金額ぐらいになるということで、分割して発注しているという状況になります。

○委員

できるだけ地元の業者さんに仕事を回せるようにということですね。

○説明者

技術力向上の意味もありますし、受注の機会を与えるということもありますことから、そのような分割で発注するようにしております。

○委員

わかりました。

○委員

ほかにありますか。

ちなみに、審議事案説明書も工事起工概要書もそうなのですが、工事場所は、×××川他と×××市×××外とあるのですけれども、今回お示しいただいた×××川は、×××市×××外と同じ意味なのですか。

○説明者

×××川のほうが延長が長いことから、代表して×××川ということで、他というのは、

×××川もあるという意味です。×××市×××他というのも、×××のほうの3キロ区間が×××ということで、ほかの箇所もありますということから、他という表現にしております。

○委員

そうすると、代表で×××川のことが書いてあるという感じですか。

○説明者

そうです。

○委員

ああ、そうですか。こういう形で指名を出しても、入れられる方はここだとわかるのですかね。

○説明者

位置図とか、設計書の内訳のほうにも、×××川以外の河川名や路線名を表記しておりますので、それはわかるようになっております。

○委員

ああ、もっと細かいものが出ているのですか。

○説明者

はい。

○委員

済みません。わかりました。

ほかには。

では、なければ、この審議案件もこのくらいということにいたします。

きょう出ました質問等を参考にして、また今後に生かしていただければと思います。

ありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、おそろいのようなので、6番目の審議事案に入らせていただきます。

×××公園武道館大道場排煙設備他改修工事ということで、教育庁の×××課さんからご説明をお願いいたします。

○秋山課長

それでは、6番の審議事項についてご説明いたします。

×××公園×××館大道場排煙設備他改修工事でございます。

お手元の資料、横版の13ページをお開きください。

×××市にある×××公園内にございます×××館でございますが、柔道場、剣道場、弓道場、大道場とございまして、武道関係の各種大会が開催されており、ふだんは練習場としても利用されています。

本件は、赤で囲っております大道場の排煙設備等の改修をしたものでございます。

申しわけありません。1ページにお戻りください。

工事の概要でございますが、1階にございます防火扉のくぐり戸つきのものへの交換が1カ所、同じく1階の防火シャッターに危険防止装置を設置したものが2カ所。こちらは、シャッターが閉まっているときに、人が触れると自動停止する装置を設置したものでございます。そして、屋根に排煙窓があるのですが、これまで手動でハンドルを回して開閉していたものを電動式に改修したものが8カ所でございます。

申しわけありません。横版の14ページをお開きください。

大道場1階の平面図でございます。

赤で囲っている部分が防火シャッターと防火扉でございます。大道場から弓道場へ向かう廊下に防火扉が設置されており、煙感知器が作動すると自動で閉まるようになっております。廊下から弓道場への入り口部分に防火シャッターが2カ所設置されており、こちらも煙を感知すると自動で閉まるようになっております。

続きまして、15ページになります。

大道場の屋根平面図でございます。

赤く囲ったところが排煙窓8カ所になっております。こちらも煙を感知すると自動で窓が開き、排煙するように改修したものでございます。

また初めの1ページにお戻りください。申しわけありません。

入札方式でございますが、入札方式は、随意契約でございます。

随意契約の理由でございますが、1、工事の背景からご説明いたします。

本工事につきましては、×××に向けて平成30年度に実施された×××市消防本部による消防検査の指摘内容を是正することを目的として施工するものでございます。

武道館大道場については、令和元年10月の×××弓道競技における選手控室として利用される予定となっており、消防からは、×××前までに改修するよう指摘を受けておりました。

2、別工事の存在です。

施工に当たりまして、外部の足場の設置が必要となりますが、×××課において、×××向けの別工事として、×××館全体の外壁補修工事を施工中であり、こちらの別工事において、×××館の屋根、外壁に足場を設置して作業しているため、工事の間の取り合いが非常に難しい状況でございました。また、足場の設置場所は20メートルを超えて危険な作業となるため、別業者が足場を利用して施工する場合、安全管理上の責任区分が不明確となるため、工事の施工に不都合がございました。

一方で、別工事の完了は8月を予定しており、これを待っているのは、×××までに本工事を完了させることが困難な状況でございました。

3、対応でございます。

このような状況から、別工事の完了を待っているのは、×××までに本工事を完了できな



いということ。また、別工事の施工業者に本工事を施工させれば、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利であるということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、緊急の必要による場合、第6号、競争に付することが不利な場合に該当するため、別工事を施工している×××を相手とした1者随意契約としたものでございます。

次に、契約金額でございますが、税抜きで1,125万円でございます。

受注者は×××、予定価格は、税抜き1,281万円、見積額は、税抜き1,125万円、落札率は87.8%でございます。

その下の部分に、平成30年度から令和元年度にかけての動きを記載させていただいております。

補足としましては、×××課施工の別工事については、当初、平成30年度中に完了する予定であり、令和元年度前半に本工事を実施し、国体前に本工事を完了させる予定でしたが、別工事が繰り越しとなったため、今回のように、施工箇所が重複する事態が発生しております。

続きまして、その他の添付資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。こちらが見積合せ書取書です。

3ページが工事起工概要書です。

4ページから9ページが工事費内訳書でございます。

10ページが随契理由の公表資料、11ページが契約内容の公表資料でございます。

12ページが工事完成検査結果通知書です。

教育庁におきましては、工事成績の評定はしておりません。

16ページ、17ページが、別工事の足場平面図と断面図です。黄色塗りしてある部分が、本工事において供用した部分になります。

続きまして、18ページですが、実際の足場の写真でございます。

19ページが、排煙窓と排煙窓に施工している写真です。

20ページが、排煙窓の電動駆動装置の写真と、くぐり戸付きの防火扉の写真でございます。

以上で、審議事案のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

1ページ目の説明書の補足のところですが、これの日付だけを見ると、外壁補修工事(別工事)と表示されているもののほうが、消防からの指摘よりも後に始まっていることにな

りますよね。つまり、この外壁補修工事は入札されたのかわかりませんが、このときに消防設備の改修工事も入れて一括で入札というか、発注したほうが何かすっきりしているし、追加という感じで、追加の説明自体はそのとおりかなと思いますが、スタートがちょっとよくわからないので、初めから一括発注したほうが、入札のチャンスがほかの業者にもあったかもしれないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○説明者

今回の消防設備に関しましては、指摘を受けた段階で、外壁補修のほうはもう決まっておりましたので、指摘を受けた段階で、翌年度の当初予算の工事で十分間に合うだろうという見込みのもとで実施をさせていただきました。

別工事のほうは×××課発注の工事なのですが、こちらの工事依頼を営繕課に出したところ、スケジュール的に間に合わないので、こちらはお受けできませんという回答がありましたので、×××課のほうで施工したという経緯がございます。

○委員

×××課のご返事は、もう既に入札や業者が決まっているので、発注の規模は変えられませんというご説明だったということですか。

○説明者

はい。

○委員

そうすると、ますます後づけで、これは必ず業者に発注することが既定路線になっているといった意味ですか。

○説明者

そうですね。済みません。こちらのほうは内容的に違うものになりましたので、別予算で取らせていただいたということになります。

○委員

別工事が終わってからやっても間に合うからということですか。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

ちなみに、別工事の契約金額は幾らぐらいなのでしょう。

○説明者

1億2,000万円ぐらいだったと思います。

○委員

ああ、1割ぐらいの規模ですか。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

これは入札と関係ないのですが、今度、防火扉をくぐり戸つきにされたということで、もともと防火扉はあったのですね。それはくぐり戸がなくて、バタッと閉まったら、誰も通れなくなってしまうような扉だったのですか。

○説明者

はい。もともとはくぐり戸がなくてもよかったのですが、平成 28 年 6 月に法律の改正がありまして、くぐり戸をつけなければいけないということで、検査で指摘されたというのがあります。

○委員

従前はつけなくてもよかったのですか。

○説明者

はい。

○委員

シャッターの安全装置も同じですか。

○説明者

同じタイミングで指摘を受けたということです。

○委員

そうですね。いや、関係ない話で済みません。

では、ほかになれば、この案件はこの程度ということにいたします。

きょうのご質問等を踏まえて、また今後に生かしていただければと思います。

ありがとうございました。

○委員

では、7 番目の案件で、歩道整備工事（その 2）ということで、土木部の×××所さんからご説明、よろしくをお願いします。

○説明者

×××所の×××をしております×××でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

資料No.7、×××所発注の工事名、歩道整備工事（その 2）の説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料が飛んで申しわけないのですが、23 ページから 26 ページにかけまして、工事箇所的位置図、平面図等を添付しておりますので、そちらをごらんいただければと思うのですが、23 ページが位置図となっております。

国道×××号の一部区間が通ります×××市×××地区は、×××省の景観まちづくり刷新モデル地区に選定されましたことから、平成 29 年度から 3 カ年度、歩道のバリアフリ

一化と歴史的色調の舗装を実施することになりましたので、その歩道部の工事を行ったものであります。

今回ご審議いただきます工事は、ちょっと見づらくて恐縮ですが、24 ページの平面図のように、×××前交差点から×××交差点までの両側歩道部におきまして歩道整備を実施したものでございます。

25 ページ、26 ページに横断図がございますが、今回工事では、歩道を広げるため、車道と歩道の間に側溝と歩車道境界ブロックを設置し、歩道側に平板コンクリートの歩道舗装を行うことを内容としてございます。

なお、車道部の舗装につきましては、カラー舗装となりますので、別途工事を後日発注し、路肩部の表層と一連で施工してございます。

一番後ろの 27 ページに、着工前、完成の写真を添付しております。

下の完成写真では、本工事で行った御影石調のカラーの縁石平板ブロック舗装と、路肩は、別途工事の車道のカラー舗装まで終わった状態となります。写真が悪くて申しわけないですが、車道のほうは黒く見えますけれども、実際は茶色になってございます。

それでは、資料 1 ページにお戻りいただければと思います。

審議事案説明書に従いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、入札方式についてでございますが、一般競争入札で総合評価方式でございます。

工事名は、31 国補交安第×××号、31 県単交安第×××号の合併でございます。歩道整備工事（その 2）でございます。

工事場所は、一般国道×××号 ×××市×××地内でございます。

工事概要といたしましては、道路改良・舗装工事、延長 233 メートル。これは両側の歩道の延長を合計した数字になってございます。車道舗装工、面積 174 平米、平板ブロック舗装工、透水性で厚さ 6 センチのものが面積 491 平米、透水性で厚さ 8 センチのものが 177 平米、集水枡工 8 カ所、側溝工 189 メートル、縁石工 229 メートルとなります。

次に、入札参加資格でございます。

1 つ目は、土木一式工事について、入札参加資格者名簿に登載された格付が S または A 等級であること。

2 つ目としては、過去 10 年度以内に茨城県内において竣工しました、国、地方公共団体または独立行政法人等が発注する同種または類似の工事を元請として施工した実績があることとしています。共同企業体の場合は、20%以上に限る。ただし、民間工事を除くとしてございます。

本工事の主たる工種は平板ブロック舗装でありますので、この同種工事といたしましては、交通規制のもと、600 平米以上の歩行者系舗装工（コンクリート平板舗装、インターロッキングブロック舗装、アスファルトブロック舗装、レンガ舗装、タイル舗装または天然石舗装のいずれか）を施工した工事としてございます。

類似工事としては、同種工事の現道の交通規制と施工面積基準を除いた歩行者系舗装工

事を施工した実績としてございます。

3つ目ですが、次に掲げる基準を満たす主任技術者を配置できることとしておりまして、一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であるとしております。

4点目は、×××所管内に建設業法に基づく本店があることとしてございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、現道部で歩道幅を広げて歴史的色調の舗装を行う歩道工事でありまして、通行者等に対する安全管理や既設埋設管路などの占有者との施工調整も伴いますことから、本工事の安全管理、工程管理が重要になってまいります。そういったことから、業者の施工実績及び経験等を評価する総合評価（特別簡易Ⅱ型）方式で入札を実施することにいたしました。

先ほどの入札参加資格要件によりまして、応札可能業者数は、これは機械的に拾ったものですが、想定で25者でございました。

次に、入札の実施及び結果でございます。

令和元年7月23日に公告を行いましたところ、2者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、2者は参加資格ありと確認いたしました。

同年8月29日に開札した結果、参加資格のある2者による競争入札となっております。

入札結果につきましては、記載のとおりで、2ページの中段の落札結果をごらんいただければと思います。

総合評価方式による入札でございますので、各者の技術評価点を審査いたしまして、得られた点数を入札金額で割り算した評価値の高い者を落札者としてございます。

予定価格は、税抜きで5,648万円、これに対しまして、入札金額は、税抜きで5,550万円、評価点108点、評価値1.945となっております、落札率は98.3%となっております。

次、3ページから6ページは設計概要書でございます。

7ページから18ページにかけましてが入札公告となります。

19ページは契約内容の公表でございます。

20ページが、総合評価方式によります評価調書となります。

次に、変更契約について、ご説明をさせていただきます。

21ページをごらんいただければと思います。

令和2年3月18日に第1回の変更を行っておりまして、表の下段に変更理由を記載しております。

変更の理由といたしましては、車道路肩部について、隣接する警察署や立体駐車場の出入り口のほか、車両等の走行安全性を考慮し、表層までの仮復旧舗装170平米を追加することとございます。

これは、後発工事の車道カラー舗装が施工されるまでの間、本工事の路肩部の施工後に

5センチ段差が生じますので、通行への安全性を考慮し、仮復旧を追加したものでございます。

次に、22 ページの工事成績評価結果表ですが、工事は令和2年3月25日に完成しており、成績は、記載のとおりでございます。

以上、駆け足でございましたが、審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○委員

変更契約内容の公表のところで、仮復旧舗装の面積170平米を変更ということで、これは、現行使われている警察や立体駐車場の出入り口を、工事中も車が通れるようにということかなと思ったのですが、最初の事案説明書を見せてもらおうと、車道舗装工が174平米で、同じぐらいの面積になっているのですけれども、これは2度舗装したということですか。

○説明者

お答えいたします。

車道部に、50センチぐらい余裕を持ってカッターを入れて、掘削をして、側溝と縁石を入れるわけですが、そうすると、車道部に50センチぐらい幅ができていまして、当初設計の車道舗装は、車道部はアスファルトが2層になっていまして、5センチが2層になっていて、下のほうの層の分、50センチ分掛ける2層の下層部分を計上しているということで、変更は、段差ができてしまうので、車道舗装をするまでの間、上の5センチの仮復旧の分を追加したということでございます。

○委員

下はそのままで、上だけ一遍載せておいて、後で……。

○説明者

仮復旧で、あとは後発の工事で切削をして、きれいにカラー舗装をしてあげるということをしております。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

ほかには。

○委員

2ページ目の入札結果登録の案件名のところに、快適トイレ普及促進工事や完全週休2日制促進工事と書いてあって、前回のときにやった事案で、こういったものはボーナス

たいなものが後で発生すると。要するに、週休完全2日制を実施した業者には、その後、追加してお金が支払われるような案件なのだと思いますのですが、本件については、結果、そういう追加費用などは発生していないということによろしいのですか。

○説明者

していません。

○委員

してないというのは、要するに、完全週休2日制でやらなかったという話なわけですね。

○説明者

はい。

○委員

ほかにございますか。

ちなみに、本件とは関係ないのですが、今回の工事名で歩道整備工事（その2）と書いてあるのですが、その1はどこなのですか。関係なくて済みません。

○説明者

ここは結構分割して、工事をいっぱい出していまして、歩道整備工事に関して言いますと、3本出していたり、あとは照明工事だったり、植栽工事だったり、車道の工事だったりということで分割で出しているんで、この警察署の前と、その前の立体駐車場の両側あたりのところをその2としてやっております。

○説明者

ちなみに、お堀の前の桜並木のあったところの工事をその1としてやっております。

○委員

ああ、あそこですか。武道館でしたか、あそこをずっと行く道路。ああ、そうですか。わかりました。済みません。

そのほか。

特になければ、この案件はこの程度といたします。

きょうのご質問等、今後に生かしていただければと思います。

ご苦労さまでした。

休憩時間前に予定された案件は一応終わったので、休憩に入ろうと思います。

では、15時20分まで休憩いたします。

(休 憩)

○委員

おそろいのようなので、引き続き審議に入ります。

○委員

8番目の審議案件で、交通信号機修繕工事ということで、警察本部の×××課さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

×××課×××と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、×××課において発注した交通信号機修繕工事の入札及び契約の状況につきましてご説明いたします。

本件、交通信号機修繕工事は、老朽化した車両用信号灯器を更新したものであります。

お手元の審議事案説明書1ページをごらんください。

初めに、入札の方式ですが、指名競争入札であります。

工事名は、第×××号 交通信号機修繕工事。

工事種別は、電気。

工事場所は、×××市×××先 ×××交差点外5カ所です。

次に、本件工事の概要についてご説明いたします。

工事は、×××市、×××郡×××町内の車両用信号灯器の更新工事を行いました。

工事の主な内容としまして、車両用信号灯器の更新が40灯、車両用信号灯器交換による附属機材の更新が6式などです。

附属機材は、車両用信号灯器取り付け用アームと取り付け金具であり、そのほか、ケーブルや配線金物、感応式信号や予告信号灯と記載した表示板の交換も行っております。

続きまして、本件工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

予定価格が250万円を超え、1,000万円未満の工事につきましては、指名競争入札による入札を実施しております。

本件工事は、予定価格が税込み962万5,000円であったことから、指名競争入札の方法により発注いたしました。

指名業者の選定については、入札参加資格者名簿に登載されている業者で、電気工事の格付がB等級以上であること、信用度の高さ、地理的条件、技術力が備わっているとの観点から、茨城県内に本店を置き、工事を施工できる体制があること、信号工事に精通した技術者を確保でき、施工実績があることといたしました。

交通信号機に係る工事は、交通信号機で交通をコントロールすることが必要な交通量の多い交差点という危険性の高い場所での工事であります。そこでの施工ミスは、重大な交通事故、災害に直結する懸念があります。また、施工不良等による交通信号機の故障や誤作動はあってはならないことであり、県民の生命・身体及び財産に直接影響を与えてしまうことにもなりかねません。そこで、工事实績のある業者を重要な選定条件としております。

なお、他県警察においても、本県同様に、工事实績を選定条件としている状況であります。



5 ページの指名業者選定理由書をごらんください。

現在、県内において該当する業者は8業者のみでありますので、その8業者について、入札委員会による審議を経て指名いたしました。

続きまして、入札の経緯と結果についてご説明いたします。

2 ページの入札・見積結果情報閲覧をごらんください。

入札参加業者は、指名した8者であり、電子入札システムにより、令和元年12月3日に開札した結果、最低制限価格以上で最も安価な入札金額だった×××が落札し、金額は、税抜き822万円でした。

1 ページへお戻りください。

契約金額は、822万円に消費税を加えた904万2,000円です。

落札率は93.9%であります。

この入札結果により、×××市内にある×××と契約いたしました。

この契約につきましては、6 ページ、契約内容の公表のとおり、公表いたしております。

最後に、工事の施工状況についてご説明いたします。

工事場所ですが、8 ページの位置図をごらんください。

×××市内と×××郡×××地内交差点6カ所となります。

そのうち、×××交差点の工事設計図が9ページになります。

車両用信号灯器8灯の既存品撤去、交換機器の取り付けを示しております。

10 ページをごらんください。

この写真は、×××交差点の工事前、工事後の写真であります。

その他の工事箇所についても、同様の車両用信号灯器の更新となります。

工事期間は、令和元年12月5日から令和2年2月10日までの68日間になります。

工事は、2月3日に工事完成通知書を受け、2月10日に完成検査を実施、仕様書のとおり完成しておりましたので、同日、引き渡しを受けました。

7 ページをごらんください。

施工業者に通知した工事成績評定通知書の写しになります。

評価点は77点でございます。

以上で、交通信号機修繕工事についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

工事箇所の地図を見せていただいたのですが、6カ所ということで、4カ所と2カ所に離れているように見えます。それで、質問は、こういう工事をパッケージで発注されると

きに、どのくらいの交差点の数とか、どの道路に沿っているのかとか、パッケージの規模感というか、そういうのは決まっているのでしょうか。

○説明者

それにつきましては、現在、交通信号機は、ご存じのとおり、LED化をしておりますので、それに伴いまして計画的に行っているもの、また、強風などでフードを飛ばされたものについて、できるだけ速やかに行うものがあります。また、警察署管内を管轄する警察署からの情報に基づいて交換する場合がありますので、そういうことを踏まえまして、担当課である×××課において、その工期またはその緩急の度合いに鑑みまして、どういう箇所をまとめてやるかと。工事業者にとりましては、その場所について、できるだけまとまった箇所で動くほうが効率的な作業となるものですから。

ただ、それについては、今言いましたように、災害まではいかなくても、強風のような急を要するようなものと計画的なものに分けて工事施工場所を考えた上で、工事の発注をしております。

○委員

警察署管内という話と、あと、突発的な強風による故障とかということで、いろいろタイミングがあって、どこでやるかわからないということと、全体の計画的な流れがあるということとよくわかったのですが、ほかの道路工事とかの案件だと、例えば、長い道路を一遍に発注するのではなくて、分けて発注する。それは、県内の業者に向けてのいろいろなエンカレッジということもあってということで、今回の件は、そういう幾つかのパッケージの中のひとつと考えてよろしいですか。

○説明者

今回の件名は交通信号機修繕工事ということになりますので、いわゆる計画的なものではなく、強風で電球のフードが飛んでしまったとか、老朽化でさびがひどく、落下まではいかなくても、早急に交換しなくてはならないとか、警察署は管内の状況を定期的に見ておりますので、そちらのほうで上申があったものについて、規制課のほうで判断して、今回の修繕ということで、計画的なものとはまた別に行いました。

○委員

ご説明のところで、予定価格が250万円から1,000万円の工事についてはということを書かれていて、契約金額は904万円で、ぎりぎりなので、パッケージとして考えられているのかなと思ったのですが、必ずしもそういうことではないということよろしいですか。

○説明者

今回の件については、その警察署管内を考慮した上で交換場所をまとめたところ、予定価格として、その金額になってしまった。これが1,000万円を超えますと、一般競争入札にかけるといった形をとるようなことをしております。

○委員

そうすると、分けたほうが良いといったことは余りやらないということですか。

○説明者

そうですね。どうしても緊急に1カ所だけやらなくてはならないというところは金額が小さい。1カ所なものですから、金額を下げて、また、工期的なものも考慮して、早く早目にということで、こういうものは、信号機は道路交差点のところに立っているものですから、その環境や道路管理者の道路の施工状況など全てを考慮して行っているのですが、今回は車両用灯器ですので、道路管理者の都合はそれほど考えておりませんで、古くなった信号機で、急を要するようなものについてまとめたところ、指名競争の金額の設定になったということになります。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

ほかにはないですか。

これは入札と余り関係ないかもしれませんが、今、信号は大体全部LEDになっているのですか。

○説明者

はい。

○委員

カバーがついていたり、ついていなかったりするのがあるのですが、設計段階でカバーがなければ、もちろんつけないのしょうけれども、これをつける、つけないというのは何かあるのですか。

○説明者

設置箇所の、特に太陽の出方といいますか、陰になる部分と直接日が当たる部分ということで、LEDに関しては、電球のようにガラスを使っていないものですから、反射することは余り考えていないのですが、それでも角度によっては見えづらいということになりますので、大きく丸く囲ってしまうのか、それとも半分で済むのか、その角度的なものがあるのかということで、フードはつけております。

ただ、LEDは、素粒子が直線的な光を発するものですから、電球ほど広角的なものではありませんので、影響はされないと思うのですが、実際に前もって現地調査も行っておりますので、現状の信号機を見ながら、フードをつけるのか、つけないのかを検討しております。

○委員

そうすると、場合によっては、取りつけてみて見えが悪ければ、追加工事で、先行でフードをつけるという形になるということですか。

○説明者

そうですね。

○委員

10 ページの写真を見たら、前の信号機はフードがあったのに、次はなかったの、質問させていただいただけです。済みませんでした。参考になります。

なければ、この案件はこのくらいにします。

○委員

9 番目の審議案件で、道路照明灯設置工事ということで、同じく警察本部の×××課さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

これについては、工事名が違っておまして、申しわけございませんが、情報収集装置更新等工事ということになります。

○説明者

それでは、引き続き説明させていただきます。

同じく当課で発注しました情報収集装置更新等工事の入札及び契約の状況につきましてご説明いたします。

本件、情報収集装置更新等工事は、交通管制センター端末装置である情報収集装置構成部品の車両感知器や送受信部の更新、東電柱等の工事に伴う歩行者用信号灯器等の移設をしたものであります。

お手元の審議事案説明書 1 ページをごらんください。

初めに、入札の方式ですが、指名競争入札であります。

工事名は、第×××号 情報収集装置更新等工事。

工事種別は、電気。

工事場所は、×××市×××先 ×××交差点外 8 カ所です。

次に、本件工事の概要についてご説明いたします。

工事は、×××市、×××市、×××市内の情報収集装置の更新、歩行者用信号灯器等の移設を行いました。

工事の主な内容としまして、車両感知器の更新が 3 台、送受信部の取り付けが 3 式、歩行者用信号灯器等の移設が 2 式などです。そのほか、ケーブルや配線でのスパイラルハンガー更新なども行っております。

続きまして、本件工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

先ほども説明したとおり、予定価格 250 万円を超え、1,000 万円未満の工事につきましては、指名競争入札による入札を実施しております。

本件工事は、予定価格が税込み 762 万 3,000 円であったことから、指名競争入札の方法により発注いたしました。

指名業者の選定については、入札参加資格者名簿に登載されている業者で、電気工事の格付が B 等級以上であること、信用度の高さ、地理的条件、技術力が備わっている観点から、茨城県内に本店を置き、工事を施工できる体制があること、信号工事に精通した技術者を確保でき、施工実績があることといたしました。

前案件と同様に、本工事も交通信号機にかかわる工事であり、そこでの施工ミスによる重大な交通事故、災害に直結する懸念、施工不良等による交通信号機の故障や誤作動により、県民の生命・身体・財産に直接影響を与えてしまうことにもなりかねませんので、施工実績のある業者を重要な選定条件としております。

5 ページの指名業者選定理由書をごらんください。

現在、県内において該当する業者は8業者のみでありますので、その8業者について、入札委員会による審議を経て指名いたしました。

続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

2 ページの入札・見積結果情報閲覧をごらんください。

入札参加業者は、指名した8者であり、電子入札システムにより、令和元年12月20日に開札した結果、最低制限価格以上で最も安価な入札金額であった×××が落札し、金額は、税抜き666万円でした。

1 ページへお戻りください。

契約金額は、666万円に消費税を加えた732万6,000円です。

落札率は96.1%であります。

この入札結果により、×××市内にある×××と契約いたしました。

この契約につきましては、6 ページ、契約内容の公表のとおり、公表いたしました。

また、この工事は、7 ページの変更契約内容の公表にありますように、現地確認の結果、使用材料に変更が生じたため、設計変更により、税込み49万5,000円増額の契約変更をしました。

3カ所について、設計変更を行っております。

9 ページの位置図をごらんください。

1カ所目は、×××交差点のケーブル追加です。

交通規制情報のデータを受信し、車両に送信するための受信部を取りつけましたが、データ量が当初設計段階より増大だったことから、データ量に対応したものに変更しました。

2カ所目は、×××交差点の路面補修についてです。

現地調査の結果、植え込みに専用柱を設置できたことから、路面補修の必要性がなくなったものです。

3カ所目は、×××交差点の車両感知器の仕様変更によるものです。

当初設計の車両感知器は情報収集のみだったのですが、現地調査の結果、当該工事箇所路線で道路改良工事が行われており、交通規制情報のデータを送信する必要性が高くなったため、仕様を変更いたしました。

次に、工事の施工状況についてご説明いたします。

工事場所ですが、先ほどの9ページの位置図をごらんください。

×××市、×××市、×××市内の交差点9カ所となります。

このうち、×××交差点の工事設計図が10ページになります。

受信部となる端末区間伝送装置と受信機の取り付けを示しております。

11 ページの施工写真をごらんください。

この写真は、×××交差点の工事前、工事後の写真であります。

工事期間は、令和元年12月24日から令和2年3月4日までの72日間になります。

工事は、2月25日に工事完成通知書を受け、3月3日に完成検査を実施、仕様書のとおり完成しておりましたので、当日、引き渡しを受けております。

8ページをごらんください。

施工業者に通知した工事成績評定通知書の写しになります。

評価点は72点でございます。

以上で、情報収集装置更新等工事についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

たまたまなのだろうと思うのですが、指名競争入札の対象の業者さんが全く同じでした。これは、ご説明をいただくと、250万円から1,000万円の指名競争入札を実施する場合は、この8者の業者に限られると思っていいですか。そういうことなのですか。

○説明者

はい。

○委員

では、交通信号、今の情報収集、それから、タイトルを間違えていますが、道路照明灯なども全部、この8者の中でぐるぐる回す感じになるということですか。

○説明者

交通信号機に係るもので、実績がある業者というのを確認している者は、現在のところ、県内で8者のみになります。

○委員

新しく名乗りを上げてくる会社はないのですか。

○説明者

ほかの会社や分社で申請があった場合には、信号機なもので、×××庁の仕様書とか、メーカーの機械によって、その取り扱いにどれほど習熟しているか、また、交差点での設置の方法など、どのくらいの習熟度があるのか等を勘案して、うちのほうで、どの程度の技術力を持って、実績があるかというものを確認したいと思っておりますが、現在のところ、8者しか確認ができておりません。

○委員

わかりました。

機器の取り付けのとき、今言われたように、警察の規格とか、かなりはっきり決まっているものだと思いますので、何を使うとか、どのように設置するかというのはスペック的にかなり決まっていると思うのです。その中で、この入札金額の差ということで、どういところが違ってくるものなのでしょうか。札を入れるときの金額は業者さんによって違いますね。同じものを使っているはずですね。言われたように、同じようなノウハウを持って、同じようにちゃんと工事をされるはずなのに、どこに差があると考えられるのでしょうか。

○説明者

制御器関係のメーカーが5者、信号灯器のメーカーが6者あります。これとの取引の関係で、その卸値等、また、茨城県内のことになりますので、交換する場所までの必要経費ということで、県南の業者が×××町まで行くことで、どのくらいの費用がかかるのか、また、そういう技術者を派遣する間、その場所において、どのくらいの作業時間ででき、どのくらいの費用がかかるのか、また、信号機なものですから、交通誘導員等も雇った上で、道路の規制を行わなくてはなりませんし、×××国道と市町村道では交通量が違いますので、その規制線の長さについても道路管理者の占用許可によって決まっておりますので、そこに要する人件費等を勘案した場合に、その業者様はどのくらいの金額で把握できているのかということで、金額の差が出るのかなと、うちのほうでは思っております。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかには。

特になければ、では、この審議案件もこのくらいということにいたしまして、これで8番と9番はおしまいということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

それでは、10番目の審議案件で、パイプライン工事ということで、農林水産部の×××所さんからご説明をお願いいたします。

○説明者

よろしく申し上げます。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、審議案件10番のパイプライン工事について、私から説明させていただきたいと思っております。

まず、事案の説明に先立ちまして、地区の概要について説明させていただきたいと思

ます。

お手数ですが、資料の 21 ページを先にお開き願いたいと思います。

めくっていただきますと、図面がございまして、横向きに見ていただけるといいかと思  
います。

対象地区は、中央の黄色で染められた約 16 ヘクタールの畑地帯になります。

場所は、×××市の南西部に位置しておりまして、図面の右側に×××川が見えるかと  
思いますが、その西側に広がる畑地帯になります。

本地区は、レタスや白菜、ネギ、メロン、スイカなどの生産が盛んな地域ですが、用水  
は雨水や井戸などに頼ったような営農をしております、計画的な生産ができないとか、  
防除に使うような用水は自宅から運搬しなければならないため、多大な労力を要するなど、  
営農に支障を来している状況がございました。

そのような状況を解消するために、平成 30 年度から、国の補助事業である畑地かんがい  
推進モデルほ場設置事業を活用しまして、この事業は 2 つに分かれておりまして、1 つは、  
ハード事業として、本地区に畑地かんがい施設を整備するとともに、ソフト事業としては、  
その整備された施設を使って、用水作業の効率化、畑作物の品質向上や収量増加等の畑地  
かんがい効果の実証を行って、ほかの畑地かんがいの普及推進を図ることを目指して、あ  
わせて行っております。

続きまして、22 ページをご覧くださいと思います。これもそのまま横向きで見えて  
いただけるとありがたいと思います。

今回の審議案件については、各ほ場に用水するための塩ビ管を敷設する工事ございま  
す。

図面に赤く着色している部分を施工しております。

続けて、23 ページをご覧くださいと思います。

そのパイプラインについての標準断面図で、どのような施工をしているかを断面として  
あらわしているものでございますが、幾つかパターンがございましてけれども、基本的には、  
道路の路肩の部分、車が通行しない端っこの部分に、塩ビ管を深さ約 1 メートルの位置に  
埋設していく工事になります。

続いて、24 ページ、一番裏側のページをご覧くださいと思います。

これは縦で見えていただきたいのですが、一番上と中央の写真は、各ほ場に設置してあり  
ます取水栓でございます。これは約 50 ミリの口径のものでございますが、ここからチュー  
ブ等をつないで、各畑に水を送るものでございます。

一番下の写真は、道路の路肩部に敷設した完成の写真になります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、審議事案の説明書に基づき、説明をさせ  
ていただきたいと思います。

まず、上のほうからですが、入札方式は、一般競争入札となっております。

次に、工事名でございますが、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業 ×××地区 パ



イブライン工事、工事番号が×××でございます。

次に、工事の種別でございますが、土木一式工事でございます。

工事場所は、×××市×××でございます。

工事概要につきましては、パイプライン工として、塩ビ管敷設工事が約 1,100 メートル、あわせて、先ほど写真でもご紹介しましたが、給水栓などの附帯工事を実施しております。

次に、入札参加資格につきましては、4 項目ほど条件を設定しております。

まず、1 点目でございますが、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付が A または B 等級であることとしております。

2 点目でございますが、茨城県内において、平成 21 年 4 月 1 日から本入札の参加申請期間の末日までに、国、地方公共団体、特殊法人が発注した同種・類似工事を元請として施工し、竣工した実績があることとしております。

なお、同種・類似工事につきましては、各種管路工事としております。

次に、3 点目になりますが、配置予定技術者につきましては、土木一式工事について、建設業法第 26 条に規定する主任技術者になり得る者であることとしております。

最後、4 点目でございますが、×××所管内のうち、×××市、×××市、×××市、×××市、×××市、×××町に本店があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、農業用のパイプライン工事ということで、漏水などの問題が生じないように、確実な施工管理が求められることから、同種・類似工事の施工実績を要件としております。

また、30 者以上の応札可能業者を確保するために、予定価格が 1,000 万円以上 3,000 万円未満の工事ではありますが、発注標準の B 等級よりも上位等級の A 等級も含めて格付等級を設定しております。

その結果、応札可能業者数は 81 者となっております。

参考ですが、もしこれで B 等級だけで拾い出しますと 28 者ということで、30 者には届かないということでございます。

続きまして、入札参加資格申請者数は 3 者となっており、入札参加資格確認の結果、3 者とも資格ありとなっております。

契約金額は 1,925 万円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、後ろの 2 ページの入札書取書のとおり、入札の参加者は 3 者となっております。

戻りまして、また 1 ページのほうでございますが、落札者は、×××でございます。

予定価格は、税抜きで 1,819 万円、最低制限価格は 1,609 万円、入札金額につきましては 1,750 万円であり、落札率は 96.2% ございました。

続きまして、契約変更についてご説明したいと思います。

恐れ入りますが、19 ページをご覧いただきたいと思います。

変更契約内容の公表をご覧ください。

変更の理由でございますが、先ほど、道路の路肩部に施工しているということでございますけれども、基本的には、道路の路肩の舗装がされていない場所にパイプラインを埋設することを考えて施工してまいりましたが、工事実施に当たりまして、詳細に境界を確認したところ、路肩まで舗装されている区間が一部ございまして、舗装を取り壊し、アスファルト殻の運搬処分、埋め戻し等の舗装復旧工を追加したことが主な変更内容となっております。

変更額は82万5,000円。

当初設計の中でも、撤去処分は、一部、舗装がかかるところは同様に見ておりますが、それが追加になったということでございます。

次、最後になりますが、20ページの工事成績評定結果表をご覧ください。

表の最下段のところに記載しているとおり、評定点は72.6点でございます。

以上で、審議案件の説明を終わらせていただきたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員

変更契約内容の公表のところ、変更の理由なのですが、パイプラインの埋設は、舗装されていない道路の路肩にする予定でしたと。それも民地ではなくて、道路の一部だということだったわけですね。それが実際には、舗装を取り外して埋設しなければいけないということは、路肩にまで舗装してあったのか、それとも路肩が民地だったのか、どちらなのか。

○説明者

路肩の部分まで舗装してあったとか、あと、民地の関係もございまして。実際、民地を割り出したときに、本来、土の部分があるだろうと思ったものが、もっと舗装に隣接した状況の場所もございました。

○委員

それは、トラブルはないのですか。民地だと思っていたところが道路で、舗装されていたみたいなの……。

○説明者

民地側のほうに入っているということではないのですが。

○委員

民地側に舗装が入っているわけですね。そうではないのですか。

○説明者

当初、現地を調査したときに、舗装自体と民地といいますか、その舗装の端っかがご

ざいまして、そこに土の部分がございます、その先に境界があるだろうという話でやってきたのですが、実際、境界を確認すると、舗装の中に民地は入っていないのですが、結構ぎりぎりまで境界があったということなものですから、では、そこは取り出して埋めましょうというのがあったということです。

○委員

本来、パイプラインは路肩に埋めるのというのは、上に車が通らないほうがいいから、そうしていたと思うのですが、今のお話だと、路肩にパイプラインを埋めた上をもう一回舗装し直して、今、道路として使っているということですか。車が通るようになっているのですか。それとも路肩にしているのですか。

○説明者

現況と同じように復旧をやっております。

○委員

道路にしています？

○説明者

はい。

○委員

パイプラインは大丈夫ですか。

○説明者

ええ。2メートルちょっとぐらいの幅の道路なものですから、大型の車両が通るようなところではございません。外圧計算でも、道路の真ん中でも端っこでも大丈夫なような計算はしております。

○説明者

今回、内圧のほうで、丈夫な規格のVP管を埋設しているので、外圧にも耐えられるような形になります。

○委員

ああ、なるほど。わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにはありませんか。

済みません。私が資料を見逃しているのかもしれませんが、今回落札された×××さんの等級はAですか。

○説明者

×××はA等級になります。

○委員

では、一応上げた甲斐があったということですね。わかりました。

○委員

続けて、11番目の審議案件に移りたいと思いますが、第3工区小用水路工事ということ

で、同じく×××所さんからご説明をいただきたいと思います。

○説明者

それでは、引き続き、今度、第3工区小用水路工事について説明させていただきたいと思います。

まず、最初に、位置関係、それから事業の概要等を説明させていただきたいと思いますので、最初に29ページをお開き願いたいと思います。済みませんが、こちらも横にして見ていただければと思います。

地区といたしましては、図面の中央のピンク色で塗られた約204ヘクタールの水田地帯が対象になっております。

位置といたしましては、×××市の北東部に位置し、左側に×××川ということで表示しておりますが、×××川の東側に開けた水田地帯になります。

本地区の用水については、図面の位置図の下に×××堰という名前が出てくるかと思いますが、×××川の北側の取水堰から南に向かって、図面上に表示しております青い線が幹線用水路になっておりまして、この青い線に沿って送水いたします。それから、表示はしていないのですが、そこから東西方向に、今、当該工事で、赤い線が横に延びているかと思いますが、ここには道路がございまして、道路の両側のところに、小用水路といって、断面が少し小さい用水路がございまして、そこから各田んぼに水を送っているというシステムになっております。

地区内の用水路は整備後40年以上も経過いたしまして、かなり老朽化が進んでおります。部分的には、破損した水路の継ぎ目部分から漏水が頻繁に起きるようなところもございまして、このような状況を改善するために、平成28年度から、経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業と言われるものなのですが、その中の土地総事業という事業を活用いたしまして、新しい用水路に入れ替えるという改修工事を実施しているところでございます。

今回の審議案件は、先ほどお話しました赤い部分になりまして、2,185.2メートルの小用水路のところになります。

続きまして、その後ろの30ページをご覧くださいと思います。

30ページも横にして見ていただければと思いますが、本工事では、道路に沿って計8路線の小用水路を整備しております。この図面は、その中の小用水路×××号、図面でいいますと、道路の上側のほうを施工している部分と、×××号、下側のほうを通している2路線を表示した図面になっております。このほかに6路線あって、計8路線あるということになります。

ピンク色の線が小用水路で、道路の両側に敷設している状況でございます。

その次の31ページをご覧くださいと思います。

こちらは標準断面図になっておりまして、小用水路は、ベンチフリュームと呼ばれるコンクリートの二次製品、工場で作っている製品で整備しておりまして、図面がちょっと

小さいですが、内幅が 30 センチ、深さが 20 センチの形状になっております。

この図面の右側のほうに、法とか、水平な位置が見えると思いますが、これが支線道路の部分になってくるといいう見方になります。

次、図面の中の右上の部分ですが、これは分水栓工といひまして、ベンチフリュームのほうに横穴をあけて、塩ビ管をつないで分水しているものになります。これからほ場のほうに水が入っていく。

また、右下のところに流末排水部と表示しておりますが、これは用水路の最末端の部分で、水を送ってきますと、最後、使わない残水、余り水が出ます。そのままいくとあふれてしまいますので、塩ビ管を使って、その先の排水路につないでいく構造物になっております。

その次、裏の 32 ページに写真がございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

先ほど、破損して漏水が、と言ったものを表示しているのが上の写真で、現況でなっている部分です。ご覧のとおり、継ぎ目のところがだんだん離れていって、そこから水が漏れているような部分がございます。

下が工事完成後の写真になりまして、先ほどの幅 300、深さ 200 の製品を入れたものでございます。

ちょっと見づらいなのですが、写真中央奥側のほうに進入路をつくっている部分があります。田んぼへ下りる下り口のところですが、そこは一応蓋がけをして、土を載せて、田んぼに下りられるような構造にしております。

それでは、1 ページに戻っていただきたいと思ひます。

審議事案説明書に基づき、説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、入札方式でございますが、総合評価方式による一般競争入札でございます。

次に、工事名でございますが、経営体育成基盤整備事業 ×××地区 第 3 工区小用水路工事。工事番号が×××でございます。

工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所は、×××市×××でございます。

工事概要につきましては、用水路工が延長 2,185.2 メートル、それから、先ほどお話しした幹線用水路から分水するところに取水柵を設置するとか、先ほど標準断面図でお話ししたような流末排水路として管路工などを整備している内容になっております。

次に、入札参加資格でございます。4 項目ほど条件を設定しております。

まず、1 点目でございますが、予定価格が 3,000 万円以上 4,000 万円未満であり、入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付が A 等級であることとしております。

次に、2 点目でございますが、茨城県内において、平成 21 年 4 月 1 日から本入札の参加申請期間の末日までに、国、地方公共団体、特殊法人が発注した同種・類似工事を元請として施工し、竣工した実績があることとしております。

なお、同種工事は、用水路（三面水路に限る）工事とし、類似工事としては、土木一式

工事全般としております。

次に、3点目でございますが、配置予定技術者につきましては、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であることとしております。

次に、4点目になりますが、×××所管内のうち、×××市、×××市、×××市、×××市、×××市、×××町、そして×××市と×××市も入れて、本店があることとしております。

次、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、農業用の用水路工事でありまして、管水路ではなくて、コンクリート製の三面水路ということで、各ほ場まで確実に送水する必要があるということで、これはどういうことかと言いますと、パイプラインなどの場合は、圧力、エネルギーを持っているものですから、管を入れる勾配にそんなにこだわらなくてもやれるのですが、こういうオープン用水路の場合は、まさに位置エネルギーで下まで持ってこなくてはならないので、高さの管理が非常に重要になってきます。そういったこともございまして、同種工事の施工実績や配置予定技術者の施工経験など価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式を適用しております。

応札可能業者数は87者でございます。

総合評価方式による評価項目、評価基準につきましては、23ページと24ページにお示ししております。これは、県のガイドラインに則った標準的なものを採用させていただいております。

また1ページのほうに戻らせていただきまして、下段の入札参加資格確認申請者数でございますが、11者となっております、入札参加資格確認の結果、11者全てが資格ありとなっております。

続きまして、契約金額でございますが、3,866万5,000円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、後ろの2ページの入札書取書のとおり、2者が辞退しております、入札参加者は9者となっております。

落札者は、×××でございます。

1ページに戻っていただきまして、予定価格は、税抜きで3,587万円、調査基準価格は3,181万円、入札金額につきましては3,515万円であり、落札率は98%となっております。

総合評価の評価結果につきましては、申しわけございませんが、26ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

落札した×××の技術評価点は上から3つ目になります。表の中段の部分の評価結果の一番右側の計という欄になりますが、落札した×××の技術評価点は115.5、技術評価点と入札金額から算出される総合的な評価値は、一番下の表の評価値の上から3つ目になりますが、3.285ということで、最も高い評価値になったことから、落札者に決定しております。

続きまして、次の27ページをご覧いただきたいと思っております。

契約変更についてでございます。

変更契約内容の公表ということで、変更の理由でございますが、当初設計の考え方としては、現況施設の更新、元々あった水路を新しいものに替えるということで、現況と全く同じ形で整備することとしておりましたが、施工時に当たって、改めて整備内容を地権者と確認し合いながらやっていった結果、一部、流末の処理を追加するとか、大型機械が大分入るようになったことから、出入り口の幅をもうちょっと拡げてほしいということで、蓋の枚数などが増えております。

そのようなものが主な内容でございますが、変更額としては、286 万円の増額となっております。

最後になりますが、28 ページをご覧いただきたいと思います。

工事成績評定結果表をご覧いただきたいと思います。

表の最下段になりますが、評定点は 79.6 でございました。

以上で、審議案件の説明を終わらせていただきたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

27 ページの変更契約内容の公表のところの変更の理由ですが、地権者と調整した結果、地権者の希望を入れて設計が変更されたということでしょうか。

○説明者

はい。

○委員

大変聞きにくいのですが、地権者の方と業者の方は関係ないのですよね。

○説明者

関係ないです。

○委員

以上です。ありがとうございます。でも、こういうのはよくあるのですか。

○説明者

結構臨機応変にというのも変ですが、スタート時点、我々はどうしても、例えば、4メートル、進入口をとりましょうということで、蓋は大体 50センチで、そうすると 8枚という標準的な入れ方をしていくのですね。それも、別にこっちで勝手に考えて、そうするのではなくて、説明会を開きながら、「これを標準としてやりますよ」と言うのですが、「いや、私はもっと大きい機械を持っているので、それではちょっとやりづらくて困るよ」というのが後から結構出てくるのですね。最初にちゃんと仕切れていれば一番いいのですが、後になってご希望がある。ただ、それも営農がしやすくなるということであれば、別に補

助事業に反することではないので、受け入れながら対応している状況でございます。

○委員

最初の説明会の時にちゃんと要望を出してもらえれば、そういうスペックでということもあったのですが、後から変更しようかなという感じ。今、ただ単に伺っただけだと、地権者の都合だったら、地権者に半分ぐらい出させればいいのにと思ったのですが、そういうものではなくてということですね。

○説明者

はい。

○委員

地域全体の営農というか、農業活動をうまくやっていくための公共事業ということですね。

○説明者

はい。もちろん、その結果は地元の会議にフィードバックして、「普通の人だと8枚なのだけれども、あの人は事情があって、9枚、10枚にしているのはこういうことだよ。皆さん、よろしいですね」というのは説明しています。でないと不公平感が出てきてしまいますので。

○委員

そうだと思います。わかりました。ありがとうございました。

○委員

ほかにはございませんか。

では、なければ、10番と11番の審議案件につきましてもこの程度ということにいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

(以下、進行など省略。)